

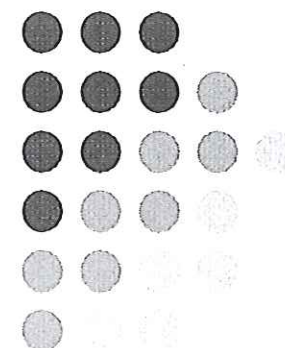
御中

学校旅行総合保険のご案内

(国内旅行版)

2009年9月4日

 朝日火災海上保険株式会社



学校旅行総合保険のあらまし



学校が教育活動の一環として行う国内の修学旅行、遠足等において、当該旅行中に児童、生徒等に生じた傷害、賠償損害および救済者費用について保険金を支払う「旅行参加者条項」と、児童・生徒等が事故を被ったことにより、学校が負担する緊急対応費用、賠償損害および弔慰金について保険金を支払う「学校条項」からなる保険です。

A. 旅行参加者条項

対象旅行	学年単位以上で実施される旅行
補償対象者	旅行参加者
補償期間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加入単位	参加者全員(添乗員は除きます)

保険金をお支払いする場合

傷 害	個人賠償	救援者費用
国内旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のために入院した場合に、保険金をお支払いします。	国内旅行中に、誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊して、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。	国内旅行の旅行参加者に万一のことがあった場合に、親族等(学校関係者を除く)の現地派遣費用などをお支払いします。

ご契約タイプ

ご契約タイプ		K	L	M
保険金額	死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	入院特別	入院期間により 1万円～10万円		
	個人賠償責任	5,000万円(免責金額:0円)		
	救援者費用等	100万円	50万円	30万円
保険料 (1名あたり)	日帰り	510円	345円	200円
	1泊2日	551円	372円	216円
	2泊3日	592円	399円	231円
	3泊4日	633円	428円	248円
	4泊5日	675円	456円	264円
	5泊6日	716円	483円	279円
	6泊7日	756円	511円	295円

○ 国内学校旅行に参加する生徒、引率する先生、付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入できます。

○ 旅行参加者ごとの保険金額は、全員同一金額とさせていただきます。



●保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金



1. 傷 害

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。ただし、後遺障害保険金を追加してお支払いする場合はこの限りではありません。
<追加支払>	既に後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の日からその日を含めて180日を経過した時点でその旅行参加者が生存している場合	既にお支払いした後遺障害保険金の50%の額の保険金を追加してお支払いします。
入院特別保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、自宅療養でも次の状態にあるときには、入院と同様の取り扱いをします。 ●両耳がまったく聞こえない ●咀嚼しゃくがまったくできない ●言葉がまったく喋れない など	入院期間の区分に応じて、下記の金額をお支払いします。 ①入院期間6か月以上のとき 10万円 ②入院期間3か月以上6か月未満のとき 5万円 ③入院期間1週間以上3か月未満のとき 3万円 ④入院期間1週間未満のとき 1万円

2. 個人賠償責任および救済者費用

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
個人賠償責任 保 険 金	国内旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの（レンタル業者より賃借した旅行用品も含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用等もお支払いします。 (注1)ご契約時に免責金額を定めた場合は、1回の事故ごとに、免責金額を自己負担していただきます。 (注2)賠償金額の決定の際には、事前に当社の承認が必要となります。
救済者費用等 保 険 金	国内旅行中に、 ①事故によって生死が確認できない場合 ②事故によって緊急な捜索、救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡した場合、または 医師の治療を受け、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	保険契約者、旅行参加者およびその法定相続人が支出した次の費用を救済者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②親族現地急行費用(救済者2名分まで。ただし、教職員などの学校関係者を除きます。) イ. 現地までの1往復分の交通費 ロ. 現地および現地までの行程におけるホテルなどの客室料(1名につき14日分まで) ハ. 渡航手続費 ただし、旅行参加者の生死判明後または捜索、救助活動終了後に現地に赴くためのイ～ハの費用は除きます。 ③国内連絡場所訪問費用(訪問者2名分まで。ただし、教職員などの学校関係者を除きます。) 上記②のイ、ロに準じた費用が支払われます。 ④現地からの移送費用 ⑤帰宅費用(旅行参加者が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰るために支払った追加運賃をいいます。) ⑥諸雑費(救済者の現地での交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、遺体処理費 など、旅行参加者1名につき合計で国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円を限度とします。)

●保険金をお支払いできない主な場合



1. 傷害

(1)たとえば、次のような原因により生じたケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、旅行参加者、保険金受取人の故意
- ② けんか、自殺行為、犯罪行為
- ③ 無資格運転、酒酔運転
- ④ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤ 戦争、内乱、暴動(※)
- ⑥ 放射能照射、放射能汚染
- ⑦ 地震、噴火、津波(国内旅行の場合に限ります。)

ただし、②～④については、その旅行参加者の被ったケガに限ります。

(2)次のケガに対しては保険金をお支払いできません。

頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など

2. 個人賠償責任

たとえば、次のような原因により生じた賠償責任に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 上記1. 傷害(1)の①、⑤、⑥、⑦と同じ。
- ② 旅行参加者の職務遂行
- ③ 航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理

3. 救援者費用等

たとえば、上記1. 傷害(1)の次のような原因により生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

①、②、③、⑤、⑥、⑦および(2)と同じ。ただし、②、③については、その旅行参加者にかかわる費用に限ります。

(※)戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任、費用の損失は除きます。

B. 学 校 条 項

対象旅行	学年単位以上で実施される旅行
補償対象者	学校
補償期間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加入単位	参加者全員(添乗員は除きます)

保険金をお支払いする場合

学校緊急対応費用	賠償責任	弔慰費用
国内旅行中の旅行参加者に万一のことがあった場合に学校が負担する応対施設の借上げ費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。	国内旅行中の教職員の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。	国内旅行中に、万一、旅行参加者の方が、ケガや病気により死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

ご契約タイプ

ご契約タイプ			W	X	Y
保険金額	学校緊急対応費用 (1名につき)		100万円	50万円	30万円
	賠償責任	身体障害	1名につき 5,000万円／1事故につき 10億円		
	〔免責金額〕 1万円	財物損壊			
	弔慰費用		50万円	30万円	20万円
保険料 (1名あたり)	日帰り		91円	53円	36円
	1泊2日		97円	56円	39円
	2泊3日		103円	58円	40円
	3泊4日		108円	62円	44円
	4泊5日		114円	66円	46円
	5泊6日		120円	68円	47円
	6泊7日		125円	72円	50円

○ 国内学校旅行に参加する生徒、引率する先生、付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入できます。

○ 旅行参加者ごとの保険金額は、全員同一金額とさせていただきます。

●保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
学校緊急 対応費用	国内旅行中に旅行参加者が ①事故によって生死の確認ができない場合 ②事故によって緊急な捜索、救助活動の必要ことが警察などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡した場合、または医師の治療を受け、その後の予定していた旅行がまったく不可能となった場合	学校(被保険者)が負担した次の費用をお支払いします。 ただし、ご契約時に定めた被災者1名あたりの学校緊急対応費用保険金額を限度とします。 ①捜索救助費用 ②教職員・親族等派遣費用 イ. 現地までの往復分の交通費 ロ. 現地および現地までの行程におけるホテル等の客室料 ハ. 渡航手続費 ただし、被災者の生死判明後または捜索、救援活動終了後に現地に赴くためのイ～ハの費用は除きます。 ③対応施設借上費用 ④現地からの被災者移送費用 ⑤葬儀費用(学校が営んだ場合に限りします。) ⑥諸雑費(教職員・親族などの現地での交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、遺体処理費などで、国内旅行の場合は3万円に被災者数を乗じた額を限度とします。)
賠償責任	国内旅行中の教職員の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に障害を与えまたは財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の賠償金を負担した場合	学校(被保険者)が負担した損害賠償金などをお支払いします。ただし、対人事故の場合は1名・1事故あたり、対物事故の場合は1事故あたりについて、ご契約時に定めた賠償責任保険金額を限度とします。 (注) 対人事故、対物事故とも、1回の事故ごとにご契約時に定めた免責金額を自己負担していただきます。
弔慰費用	①旅行参加者の国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または病気により死亡した場合 ②旅行参加者が国内旅行の開始から旅行終了後48時間を経過するまでの間に発病し、かつ、医師の治療を受け、旅行終了後30日以内に死亡した場合(旅行終了後に発生した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りします。) ③旅行参加者が国内旅行中に感染した特定の伝染病によって、旅行終了後30日以内に死亡した場合	学校(被保険者)が支払った弔慰金をお支払いします。ただし、被災者1名について、ご契約時に定めた弔慰費用保険金額を限度とします。 (注) 左記③の特定の伝染病とは コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症のことをいいます。

●保険金をお支払いできない主な場合



1. 学校緊急対応費用

(1)たとえば、次のような原因により生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 被災者の故意
- ③ 被災者のけんか、自殺行為、犯罪行為
- ④ 被災者の無資格運転、酒酔運転
- ⑤ 戦争、内乱、暴動(※)
- ⑥ 放射能照射、放射能汚染
- ⑦ 地震、噴火、津波(国内旅行の場合に限ります。)

ただし、②～④については、その被災者に関する費用に限ります。

(2)次の事由が原因のものに対しては、保険金をお支払いできません。

頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など

2. 賠償責任

たとえば、次のような原因により生じた損害賠償に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 上記1. 学校緊急対応費用(1)の①、⑤、⑥、⑦と同じ。
- ② 被保険者の所有する不動産の所有、使用、管理
- ③ 航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理

3. 弔慰費用

たとえば、次のような原因により弔慰金を支払った場合には、保険金をお支払いできません。

- ① 上記1. 学校緊急対応費用(1)の①～⑦と同じ。ただし、②～④については、その被災者に支払われる弔慰費用保険金に限ります。
- ② 歯科疾病
- ③ 妊娠、出産、流産に起因する疾病

(※)戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任、費用の損失は除きます。



ご注意

1. 学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校等で、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。学校行事の実施については、教職員の十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。
2. この保険の対象となる学校は、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学(大学院、短大を含みます。)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校および児童福祉法に定める保育所です。
3. 被災者とは、事故にあったり、病気になった旅行参加者のことをいいます。
4. 旅行中とは、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中のことをいいます。
5. 旅行参加者が保険期間の末日の午後12時までには住居に到着を予定されていたにもかかわらず、交通機関の遅延、ケガや病気に対する医師の治療などのために帰着が遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に3日間を限度として延長されます。
6. 旅行参加者条項、学校条項におけるケガには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
7. 次の運動を行っている間の事故については、所定の割増保険料をお支払いいただいていない場合、学校緊急対応費用保険金のお支払額が削減されます。

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動

万一 事故が発生したら

1. 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社に事故の内容および保険証券番号等をご通知ください。事故の日から30日以内にご通知がないと保険金をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

2. 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任危険担保特約などの賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額を承認された場合には、賠償額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

3. 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

- この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき保険金、解約返れい金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳細につきましては、弊社ホームページ (<http://www.asahikasai.co.jp>) をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ (<http://www.asahikasai.co.jp>) をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このご案内は学校旅行総合保険の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款ならびに特約条項集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社

川越支店

〒350-00413 川越市新富町2-22

TEL049-222-3248

(取扱代理店)

〒
TEL

